**〇住所地特例について**

**その他**

　住所地特例対象施設へ入居される利用者・家族に対し、【住所地特例】という制度について、正しい説明をされないまま、**①**住民票を住所地特例施設ではなく、草津市内の家族宅へ移されたり、**②**住民票を住所地特例対象施設へ異動されず、前の住所のまま（他市のまま）にされているケースが未だに見受けられます。

【住所地特例】という制度は、住所地特例対象施設へ入所された場合、住民票を対象施設へ異動されても、前の市が保険者のままとなり、介護保険のサービス費についても前の市が負担し続けることになります。

しかし、**①のケース**の場合、草津市の家族宅へ住民票を置かれたことで、草津市が保険者となってしまいます。これにより、これまで草津市へ全く介護保険料を支払っておられない方に対し、草津市の方が支払ってくださっている介護保険料から、給付費を負担することになってしまいます。

また**、②のケース**の場合、住民票が前の市のままであるため、利用できるサービスが限られてしまいます。正しく、【住所地特例施対象施設】へ住民票を異動すれば、施設所在地の地域密着型サービスや日常生活支援総合事業を利用することが出来ます。

（資料：「住所地特例について」をご確認ください）

**◎住所地特例について、正しく理解していただくとともに、利用者・家族に対しても、適切なご説明等のご対応をよろしくお願いいたします。**

**〇指定更新対象事業所について**

指定更新対象事業所については、遅滞のないよう指定更新の申請を行っていただきますよう、お願いいたします。提出期限は、指定期限の前月末までとなっております。ご留意ください。